

飼養衛生管理基準について

家畜(牛、豚、鶏)の飼養者が守らなければならない基準として、飼養衛生管理基準が施行されました。日頃からこの基準を遵守し、家畜の伝染病予防に努めましょう。

農林水産省令で定められた家畜飼養衛生管理基準は、次の10項目です。

飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法施行規則第21条)

- 1 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 2 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 3 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
- 4 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 5 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 6 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 7 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 8 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 9 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 10 家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

飼養衛生管理基準に違反した場合

上記の基準が守られず、伝染病の発生予防を十分に行えないと判断される場合、家畜保健衛生所などから改善の助言や指導が行われます。

こうした指導が守られない場合は、県は改善勧告を行うことができます。さらに、この勧告に従わない場合は改善命令を行い、命令に違反すると30万円以下の罰金が科せられることとなっています。

お問合せは

青森県農林水産部畜産課衛生・安全グループまたは最寄の家畜保健衛生所まで

TEL:017-734-9498

FAX:017-734-8144